

秋 田 県

土木工事共通仕様書

令和元年10月1日以降適用

出来形管理基準

【 空 港 編 】

赤字：秋田県独自項目

青字：今回改訂部分

(R1.10.1改訂)

— 表紙 (裏) 空欄 —

【第5編 空港土木工事編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
空港土木工事編			石・ブロック積張工	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張)		4
				石積(張)工		4
				現場打コンクリート工		4
			構造物撤去工	撤去		4
			無筋・鉄筋コンクリート	現場打擁壁工		5
				鉄筋コンクリート床版		5
				現場打カルバート工		5
				コンクリート基礎工		5
			土工	伐開		6
				掘削工 路体盛土工 路床盛土工 法面整形工		6
						6
						6
			地盤改良工	置換え		7
				サンドマット		7
				載荷		7
				サンドコンパクションパイル		8
				サンドドレーン		8
				ペーパードレーン		8
				深層混合処理		9
				ウエルポイント		9
						9
			法面工	植生工		10
				法枠工 (現場打法枠工・現場吹付法枠)		10
				法枠工 (プレキャスト法枠工)		10
				吹付工 (コンクリート) (モルタル)		10
			擁壁工			11
			カルバート工			11
			小型水路工	鉄筋コンクリートカルバート管(函)渠開渠 (U形、皿型、L形地下排水工)		11
				集水桝 マンホール 吐出し口		11
				コンクリート基礎工		11
			緑地工	植樹		12
				支柱		12
				移植		12

【第5編 空港土木工事編】

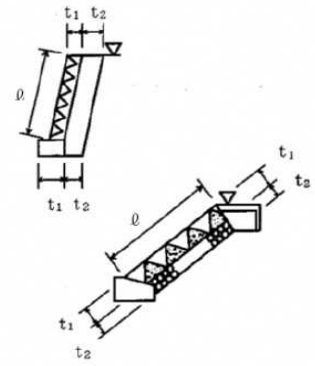
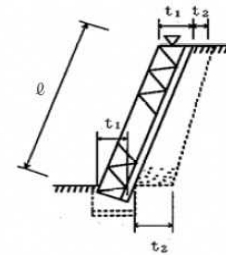
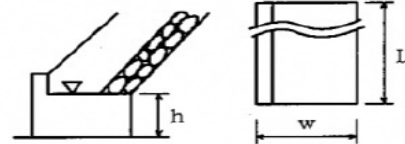
章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
空港土木工事編			緑地工	張芝工		12
				筋芝工		12
				植生工		12
				播種工		12
			付帯施設工及び ブラストフェンス工	木柵、鋼製・FRP フェンス、門扉、ブラストフェンス		12
				塗装		12
				現場打ち基礎コンクリート		12
				溶接		12
			ケーブルダクト工	ケーブルダクト		12
				電源用マンホール		12
			杭工及び矢板工	鋼杭工		13
				コンクリート杭工		13
				場所打杭		13
				鋼矢板		13
				鋼管矢板		14
				コンクリート矢板		15
			塗装工	塗装		15
			溶接及び切断工	アーク溶接		16
				切断		16
			コンクリート舗装工	路床工		17
				しゃ断層		17
				凍上抑制層		17
				下層路盤		17
				上層路盤(粒度調整材料)		17
				セメント安定処理		17
				アスファルト安定処理		17
			無筋コンクリート舗装	アスファルト中間層		18
				コンクリート版		18
			連続鉄筋コンクリート舗装	コンクリート版		18
			P C舗装	コンクリート版		18
			アスファルト舗装工	路床、しゃ断層、凍上抑制層、下層路盤、上層路盤(粒度調整工セメント安定処理路盤、アスファルト安定処理路盤)		19
				基層		19
				表層		19
				プライムコート タックコート		19

【第5編 空港土木工事編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
空港土木工事編			グルーピング工	グルーピング		20
			標識工	路面標識		20
				道路標識		20
			タイダウンリング工 及びアースリング工	タイダウンリング 及びアースリング		21
			道路付属施設工	防護柵		21
				縁石		21
			草刈工			21
				大型機械刈		21
				小型機械刈		21
				肩掛機械刈		21
			ゴム除去工	除去		22
			排水溝清掃工	開渠		22
				皿形排水溝		22
				蓋付排水溝		22
				素堀排水溝		22
				集水桝		22
			飛行場標識維持工	路面標示		22
			区画線維持工	路面標示		22
			植木手入れ工			22
			目地修繕工	目地		23
			塗装修繕工	塗装		23

(空白)

1. 石・ブロック積(張)工

工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	頻 度	摘 要
石 ・ ブ ロ ッ ク 積 張 工	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高	レベル等により測定	+5、-3 (天端高) 舗装と近接する場合は舗装計画高より高くしてはならない。	cm	施工延長 40m ごとに 1箇所、延長 40m 以下は、1施工工区に 2箇所	参考図 
		法長 ℓ<3m	スチールテープ等により測定	+規定しない、-5	cm		
		法長 ℓ≧3m		+規定しない、-10	cm		
		厚さ(ブロック積・張) t1		+規定しない、-5	cm		
		厚さ(裏込) t2		+規定しない、-5	cm		
		延長 L		+規定しない、-20	cm		
	石積(張)工	基準高	レベル等により測定	+5、-3 (天端高) 舗装と近接する場合は舗装計画高より高くしてはならない。	cm	施工延長 40m ごとに 1箇所、延長 40m 以下は、1施工工区に 2箇所	参考図 
		法長 ℓ<3m	スチールテープ等により測定	+規定しない、-5	cm		
		法長 ℓ≧3m		+規定しない、-10	cm		
		厚さ(石積・張) t1		+規定しない、-5	cm		
		厚さ(裏込) t2		+規定しない、-5	cm		
		延長 L		+規定しない、-20	cm		
	現場打コンクリート工	基準高	レベル等により測定	±3 舗装と近接する場合は 舗装計画高より高くしてはならない。	cm	施工延長 40m ごとに1箇所、延長 40m 以下は、1施工工区に 2箇所	参考図 
		幅 w	スケール等により測定	+規定しない、-3	cm		
		高さ h		+規定しない、-3	cm		
		延長 L	スチールテープ等により測定	+規定しない、-0	cm		

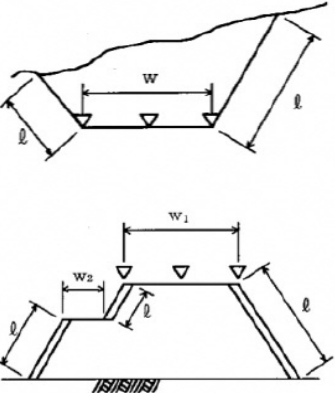
2. 構造物撤去工

工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	頻 度	摘 要
構造物撤去工	撤 去	設計図書のとおりによる		設計図書のとおりによる	mm	設計図書のとおりによる	

3. 無筋・鉄筋コンクリート

工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	頻 度	摘 要
無 筋 ・ 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	現場打擁壁工	基準高	レベル等により測定	±3 舗装と近接する場合は舗装計画高より高くしてはならない。	cm	施工延長 40m ごとに1箇所、延長 40m 以下は、1施工工区に2箇所	参考図
		厚さ t	スケール等により測定	+2、-1	cm		
		裏込厚さ		+2、-1	cm		
		幅 w1, w2	スチールテープ等により測定	±3	cm		
		高さ h<3m		+規定しない、-5	cm		
		高さ h≧3m		+規定しない、-10	cm		
		延長 L		+規定しない、-0	cm	1施工工区ごとに1回	
	鉄筋コンクリート床版	基準高	レベル等により測定	±2 舗装と近接する場合は舗装計画高より高くしてはならない。	cm	施工延長 40m ごとに 1箇所、延長 40m 以下は、1施工工区に2箇所	
		幅	スチールテープ等により測定	±3	cm		
		厚さ	レベル等により測定	±1	cm		
		延長	スチールテープ等により測定	+規定しない、-0	cm	1施工工区ごとに1回	
	現場打カルバート工	基準高	レベル等により測定	±3 舗装と近接する場合は 舗装計画高より高くしてはならない。	cm	施工延長 40m ごとに1箇所、延長 40m 以下は、1施工工区に2箇所	参考図
		厚さ t1~t4	スチールテープ等により測定	+2、-1	cm		
		幅(内法) w		+2、-1	cm		
		高さ h		+2、-1	cm		
		延長 L<20m		+規定しない、-5	cm		
		延長 L≧20m	+規定しない、-10	cm			
	コンクリート基礎工	1.「石・ブロック積(張)工」を適用する					1.「石・ブロック積(張)工」を適用する

4. 土工

工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	頻 度	摘 要
土	伐開	伐開面積	スチールテープ等により測定	+規定しない、-0	cm	全面積 1回	参考図 
	掘削工 路体盛土工 路床盛土工	基準高	レベル等により測定	±5(暫定土工±10) 舗装と近接する場合は舗装計画高より高くしてはならない。	cm	縦横断方向に 40m 間隔及び 勾配変化点ごとに1箇所、延長 40 m以下のものは1 施工 箇所につき2箇所	
		法長 $l < 5m$	スチールテープ等により測定	盛土-10 切土-20 +は規定しない	cm	延長 40m ごとに1箇所、延長 40 m以下のものは1施工箇所につき2箇所	
		法長 $l \geq 5m$		盛土 -2%(法長に対して) 切土 -4%(法長に対して) +は規定しない	%		
		幅 $w1, w2$		-10	cm	延長 40m 間隔及び勾配変化 点ごとに1箇所	
工	法面整形工	法面の基準線に対する出入り	スチールテープ等により測定	±5	cm	延長 20m ごとに1箇所	

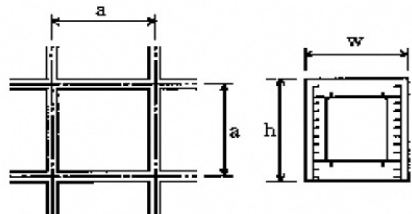
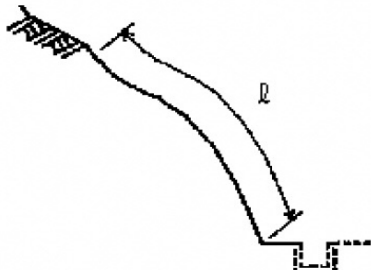
5. 地盤改良工

工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	頻 度	摘 要
地 盤 改 良 工	置換え	延長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測 定	10 cm単位 ＋規定しない －0	cm	1 施工区ごとに 1 箇所 施工完了後	管理図に延長を記入し提出
		天端高 天端幅 法面勾配	スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	天端高 1 cm単位 天端幅 10 cm単位 天端高 ±5 又は設計 図書 による 天端幅、法面勾配は設計 図書による	cm	施工延長 40m ごとに1箇所 40m 以下は1施工区ごとに2箇所	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及 び法面勾配を記入し提出
	サンドマツト	厚さ	レベル等により測定	1 cm単位 ＋規定しない、－5	cm	40m×40m ごとに 1 箇所	
		延長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測 定	10 cm単位 ＋規定しない －0	cm	1 施工区ごとに 1 箇所 施工完了後	管理図に延長を記入し提出
		天端高 天端幅 法面勾配	スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	天端高 1 cm単位 天端幅 10 cm単位 天端高 ±30 天端幅、法面勾配は設計 図書による	cm	施工延長 40m ごとに1箇所 40m 以下は1施工区ごとに2箇所	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及 び法面勾配を記入し提出
	載荷	厚さ	レベル等により測定	1 cm単位 ＋規定しない、－5	cm	40m×40m ごとに 1 箇所	
		延長	スチールテープ、間縄 等により測定	10 cm単位 ＋規定しない －0	cm	1 施工区ごとに 1 箇所 施工完了後	管理図に延長を記入し提出
		天端高 天端幅 法面勾配	スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	天端高 10 cm単位 天端幅 1 cm単位 天端高 ±50 天端幅、法面勾配は設計 図書による	cm	施工延長 40m ごとに1箇所 40m 以下は1施工区ごとに2箇所	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及 び法面勾配を記入し提出

工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	頻 度	摘 要
地盤改良工	サンドコンパクションパイル	打設位置	トランシット及び光波測距儀により測定	設計図書に規定	cm	監督職員の指示による	管理図に測定結果を記入し提出
		天端高 先端深度	打込記録による	10 cm単位 天端高 ＋規定しない、－0 先端深度 ＋0、－規定しない	cm	砂杭全数	打込記録紙及び管理表を作成して提出 ＋；設計値より浅いことをいう －；設計値より深いことをいう
		砂の投入量		0.1 m ³	m ³		打込記録紙及び管理表を作成して提出
		盛上り量	レベル、音響測深機又はレッドにより測定	10 cm単位	cm	完了後測線、測点間隔は設計図書による	盛上り量の平面図を作成し提出
	サンドドレーン	打設位置	自動位置決め装置又は トランシット及び光波 測距儀により測定	設計図書に規定	cm	監督職員の指示による	管理図に測定結果を記入し提出
		天端高 先端深度	打込記録による	10 cm単位 天端高 ＋規定しない、－0 先端深度 ＋0、－規定しない	cm	全数	打込記録紙及び管理表を作成して提出 ＋；設計値より浅いことをいう －；設計値より深いことをいう
		砂の投入量		0.1 m ³	m ³		打込記録に砂の圧入量を記入して提出
	ペーバードレーン	位置	自動位置決め装置又は トランシット及び光波 測距儀により測定	設計図書に規定	cm	監督職員の指示による	管理図に測定結果を記入し提出
		天端高 先端深度	打込記録の確認	10 cm単位 天端高 ＋規定しない、－0 先端深度 ＋0、－規定しない	cm	全数	打込記録紙及び管理表を作成して提出 ＋；設計値より浅いことをいう －；設計値より深いことをいう
		ドレーン材の打込長		10 cm単位	cm		打込記録紙に打込長を記入して提出

工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	頻 度	摘 要
地盤改良工	深層混合処理	位置	自動位置決め装置又は トランシット及び光波測距儀により測定	設計図書に規定	cm	監督職員の指示による	管理図に測定結果を記入し提出
		鉛直度 接合	トランシット及び傾斜 計等により処理機の鉛 直度を測定	1分又は 1 cm		改良杭全数 深度方向に2～5m程度ごとに測定（引抜きと貫入時）	改良杭先端部の軌跡図を作成し提出。 （ただし陸上施工は除く）
		天端高 深度 L	深度計、ワイヤー繰出 長さ、潮位計、乾舷及び処理機等により確認 改良体天端深度 L1 改良体先端深度 L2 L= L2－L1	1 cm単位 天端高 ＋規定しない、－0 先端深度 ＋0、－規定しない	cm	改良杭全数	打込記録紙に改良体天端深度、改良体先端深度を記入し管理表を提出 ＋；設計値より浅いことをいう －；設計値より深いことをいう
		固化材吐出力	流量計等より固化材の m当りの吐出力を確認	1 L又は 1 t	L 又は t		打込記録紙に固化材吐出力を記入し提出
		盛上がり量	音響測深機又はレッドにより測定	10 cm単位	cm	改良前、改良後	盛上がり量の図面を作成し提出
	ウエルポイント	打設位置	打込記録による	設計図書に規定	cm	全数	
		配置	スチールテープ等により測定		cm		
		施工深度	レベル等により測定		cm		

6. 法面工

工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	頻 度	摘 要
法 面 工	植生工	法面保護を張芝、筋芝又は植生により施工する場合は、10.「緑地工」を適用する。				法面保護を張芝、筋芝又は植生により施工する場合は、10.「緑地工」を適用する。	
	法枠工 (現場打法 枠工・現場 吹付法 枠)	法長 $\ell < 10\text{m}$	スチールテープ、光波 測距儀等により測定	−10	cm	施工延長 40m(測点間隔 25m の場合は 50m)につき1箇所、延長 40m(又は 50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 (曲線部は設計図書による)	
		法長 $\ell \geq 10\text{m}$		−20	cm		
		幅 w		−3	cm	施工延長 100m につき1箇所、枠延長 100m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	
		高さ h		−3	cm		
		吹付枠中心間隔 a		±10	cm		
		延長 L		−20	cm	1 施工箇所ごと	
	法枠工 (プレキャスト法 枠工)	法長 $\ell < 10\text{m}$	スチールテープ、光波 測距儀等により測定	−10	cm	施工延長 40m(測点間隔 25m の場合は50m)につき1箇所、延長 40m(又は 50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。	
		法長 $\ell \geq 10\text{m}$		−20	cm		
		延長 L		−20	cm	1 施工箇所ごと	
	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 $\ell < 3\text{m}$	スチールテープ、光波 測距儀等により測定	−5	cm	施工延長 40m につき1箇所、延長 40m 以下のものは1施工 箇所につき2箇所。	
		法長 $\ell \geq 3\text{m}$		−10	cm		
		厚さ $t < 5\text{cm}$	厚さ確認用打込ピン、コア又は、さく孔 深の測定	−1	cm	打込みピン 200㎡につき1箇所以上、200㎡以下は2箇所をさく孔 により測定。	
		厚さ $t \geq 5\text{cm}$		−2	cm		
		但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。					
		延長 L	スチールテープ等により測定	−20	cm	1施工箇所ごと	

7. 擁壁工

現場打ち擁壁工の出来形管理は、3.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する。

8. カルバート工

現場打ちカルバート工の出来形管理は、3.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する。

なお、小型水路工に使用するカルバートは、9.「小型水路工」を適用する。

9. 小型水路工

工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	頻 度	摘 要	
小 型 水 路 工	鉄筋コンクリート カルバート 管 (函)渠開渠 (U 形、皿型、L 形地下排水工)	基準高	レベル等により測定	±3 舗装と近接する場合は舗装計 画高より高くしてはなら ない。	cm	施工延長 40m ごとに1箇所、40m 以下は1施工工区に2箇所	参考図	
		深さ	スチールテープ等により測定	+3、-1	cm			
		幅		+5、-1	cm			
		壁厚		+3、-1	cm			
		延長		+規定しない、-0	cm			1施工工区ごとに1回
		法線に対する出入		±5	cm			施工延長 40mごとに1箇所、40m 以下は、1施工工区に2箇所
	集水桝 マンホール 吐出し口	基準高	レベル等により測定 (天端高)	±3 舗装と近接する場合は舗装計 画高より高くしてはなら ない。	cm	1基ごとに2箇所	参考図	
		深さ	スチールテープ等により測定	+3、-1	cm			
		幅		+5、-1	cm			
		壁厚		+3、-1	cm			
		平面位置		トランシット、スチールテープ等により測 定	±5			cm
	コンクリート基 礎工	1.「石・ブロック積(張)工」を適用する			cm	1.「石・ブロック積(張)工」を適用する		

10. 緑地工

工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	頻 度	摘 要
緑 地 工	植樹	根付け本数	本数測定	+規定しない、－0	本	根付け後、全本数 1回	
	支柱	支柱本数	本数測定	+規定しない、－0	本	根付け後、全本数 1回	
	移植	移植本数	本数測定	+規定しない、－0	本	根付け後、全本数 1回	
	張芝工	面積	スチールテープ等により測定	+規定しない、－0	㎡	施工後、全面積 1回	
	筋芝工	面積	スチールテープ等により測定	+規定しない、－0	㎡	施工後、全面積 1回	
	植生工	面積	スチールテープ等により測定	+規定しない、－0	㎡	施工後、全面積 1回	
	播種工	生立本数	発芽本数の測定	+規定しない、－0 3,000 本/㎡以上	本/㎡	10,000 ㎡ごとに 1回	標準的には施工後 60日経過、冬期間などは発芽時期での測定結果による。

11. 付帯施設工及びブラストフェンス工

工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	頻 度	摘 要
ブ ラ 付 ス 帯 施 フ 設 エ ン 及 ス ビ 工	木柵、鋼製・FRP フェンス、門扉、 ブラストフェンス	高さ	レベル等により測定	±5	cm	40mごとに1箇所	
		延長	スチールテープ等により測定	+規定しない、－0	cm	各区間ごとに1箇所	
	塗装	14.「塗装工」を適用する				14.「塗装工」を適用する	
	現場打ち基礎コン クリート	3.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する				3.「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する	
	溶接	15.「溶接及び切断工」を適用する				15.「溶接及び切断工」を適用する	

12. ケーブルダクト工

工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	頻 度	摘 要
ケ ー ブ ル ダ ク ト 工	ケーブルダクト	基準高	レベル等により測定	±3	cm	40mごとに1箇所	
		幅、厚さ	レベル・スチールテープ等により測定	+規定しない、－2	cm		
		延長	スチールテープ等により測定	±5	cm	全長	
	電源用マンホール	基準高	レベル等により測定	+3、－1 舗装と近接する場合は舗装計 画高より高くしてはならな い。	cm	マンホールごとに1箇所	天端高
		高さ・横幅・縦幅・深さ	スチールテープ等により測定	+5、－1	cm		
		壁厚		+5、－1	cm		
		間隔	トランシット・スチールテープ等により測定	±5	cm		

13. 杭工及び矢板工

工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	頻 度	摘 要
杭 工 及 び 矢 板 工	鋼杭工	位置 (先行掘削)	トランシット、光波測 距儀、スチール テープ 等により測定	10 以下	cm	全数	
		掘削長 掘削深度 (先行掘削)	レベルにより測定	10 以下	cm		
		掘削径 (先行掘削)	スチールテープ等により測定	10 以下	cm	全数 (水中の場合は適宜)	
		打込記録 (摘要による)	■第5編 第4章 第14節「杭工及び矢板 工」を適用		本	支持杭は全数、支持杭以外は 20 本に1本	・記録事項 ①貫入量②打撃回数③打止り付近のリバウンド量④打止 り付近のラム落下高又は打撃エネルギー ・振動式及び圧入式は特記仕様書による。
		杭頭中心位置	トランシット、光波測距儀、スチール テープ等により測定	10 以下	cm	打込み完了時、全数	
		杭の天端高	レベルにより測定	±5	cm		
		杭の傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、 傾斜計等により測定	直杭 2° 以下 斜杭 3° 以下	度		
	コンクリート杭 工	打込記録	JIS A 7201 記録		本	支持杭は全数、支持杭以外は20 本に1本	コンクリート杭は JIS A 7201 による
		杭頭中心位置	トランシット、光波測距儀、スチール テープ等により測定	10 以下	cm	打込み完了時、全数	
		杭天端高	レベルにより測定	±5	cm		
		杭の傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、 傾斜計等により測定	直杭 2° 以下 斜杭 3° 以下	度		
	場所打杭	打込記録			本	全数	
		杭頭中心位置	トランシット、光波測距儀、スチール テープ等により測定	10 以下	cm	打込み完了時、全数	
		杭の天端高	レベルにより測定	±5	cm		
		杭の傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、 傾斜計等により測定	直杭 2° 以下 斜杭 3° 以下	度	掘削完了時、全数	
	鋼矢板	位置 (先行掘削)	トランシット、光波測距儀、スチール テープ等により測定	10 以下	cm	全数	
		掘削長 掘削深度 (先行掘削)	レベルにより測定	10 以下	cm		
		掘削径 (先行掘削)	スチールテープ等により測定	10 以下	cm	全数 (水中の場合は適宜)	
		矢板壁延長	スチールテープ等により測定(天端付近)	±矢板 1 枚幅、 -0	cm	施工中適宜 打込み完了時	

工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	頻 度	摘 要
杭 工 及 び 矢 板 工	鋼矢板	矢板法線方向の傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	上下の差が矢板1枚幅未満、10/1000 以下	cm	施工中適宜 打込み完了時(両端部)	
		矢板の天端高	レベルにより測定	±10	cm	打込み完了時 20 枚に 1 枚	全数を目視で確認
		矢板法線に対する出 入り	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	±10	cm	20枚に1枚及び計画法線の変化点	全数を目視で確認
		矢板法線に対する傾 斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	10/1000 以下	cm		
		打込記録 (摘要による)	■第5編 第4章 第14節「杭工及び矢板工」を適用		枚	40枚に1枚	・記録事項 ①貫入量②打撃回数 ・振動式及び圧入式は特記仕様書による。
		矢板継手部の離脱	観察(水中部は潜水土)			全数	
	鋼管矢板	位置 (先行掘削)	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	10 以下	cm	全数	
		掘削長 掘削深度 (先行掘削)	レベルにより測定	10 以下	cm		
		掘削径 (先行掘削)	スチールテープ等により測定	10 以下	cm	全数 (水中の場合は適宜)	
		矢板壁延長	スチールテープ等により測定(天端付近)	設計図書に規定	cm	施工中適宜 打込み完了時	
		矢板法線方向の傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	上下の差が矢板1本幅未満、10/1000 以下	cm	施工中適宜 打込み完了時(両端部)	
		杭の天端高	レベル等により測定	±10	cm	打込み完了時、10本に1本	全数を目視で確認
		矢板法線に対する出入り	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	±10	cm	10本に1本及び計画法線の変化点	全数を目視で確認
		矢板法線に対する傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	10/1000 以下	cm	打込み完了時、全数確認後、10本に1本及び変化点	
		打込記録 (摘要による)	■第5編 第4章 第14節「杭工及び矢板工」を適用		本	打込み完了時、20本に1本	・記録事項 ①貫入量②打撃回数 ・振動式及び圧入式は特記仕様書による。
		矢板継手部の離脱	観察(水中部は潜水土)			全数	

工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	頻 度	摘 要
杭 工 及 び 矢 板 工	コンクリート矢板	矢板壁延長	スチールテープ等により測定(天端付近)	+矢板 1枚幅、 -0	cm	施工中適宜 打込み完了時	
		矢板法線 向の傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、 傾斜計等により測定	上下の差が矢板1枚幅未満、 2/100 以下	cm	施工中適宜 打込み完了時(両端部)	
		矢板の天端高	レベル等により測定	±5	cm	打込み完了時、20枚に1枚	全数を目視で確認
		矢板法線に対する出入り	トランシット、光波測距儀、スチール テープ等により測定	設計図書に規定	cm	打込み完了時、20枚に1枚及び計 画法線の変化点	全数を目視で確認
		矢板法線に対する傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、 傾斜計等により測定	設計図書に規定	cm		
		矢板継手部の離脱	観察(水中部は潜水士)			全数	

14. 塗装工

工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	頻 度	摘 要
塗 装 工	塗装	膜厚	JIS K 5600 電磁微厚計	次に示す要領により塗 膜厚の 判定をしなければならぬ。 ①塗膜厚測定値(5回平均)の平 均値が、目標塗 膜厚(合計値) の 90%以上でなければならない ②塗膜厚測定値(5回平均)の最 小値が、目標塗 膜厚(合計値) の70%以上でなければならない ③塗膜厚測定値(5回平均) の 分布の標準偏差は、目標塗膜 厚(合計値) の20%を超えては ならない。ただし、平均値が 標準塗膜厚(合計値)以上の場 合は合格とする ④平均値、最小値、標準 偏差 のそれぞれ 3条件のうち 1つ でも不合格の場合は2倍の測定 を行い基準値を満足すれば合 格とし、不合格の場合は、塗 増し再検査しなければならない。	μ m	同一工事、同一塗装系 同一塗装、 方法により塗装された 500 m ² 単 位ごと25点(1点あたり5回測定)	

15. 溶接及び切断工

工種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	頻 度	摘 要
溶 接 及 び 切 断	アーク溶接	形状寸法(のど厚、脚長、溶接長等)	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	設計図書に規定	mm	設計図書に規定	
		外観(ひずみ及び欠陥の有無)	観察				観察結果を報告する
		非破壊試験	放射線透過試験方法及び透過写真の等級分類法は JIS Z 3104 超音波探傷試験方法は JIS Z 2344 カラーチェック	設計図書に規定			
		溶接部の強度試験(引張り及び曲げ)	監督職員の承諾する方法	設計図書に規定			
	切断	形状寸法	スチールテープ等により測定	設計図書に規定	cm	設計図書に規定	
		外観	観察				観察結果を報告する

16. コンクリート舗装工

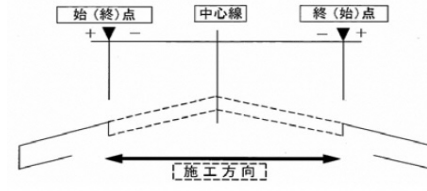
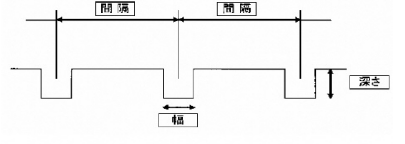
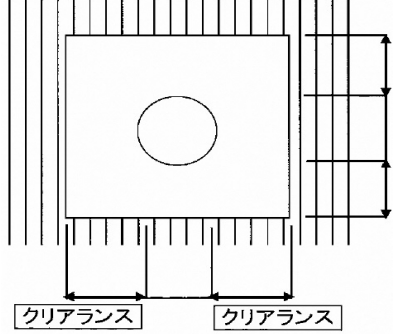
工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	頻 度	摘 要
コ ン ク リ ー ト 舗 装 工	路床工	基準高(路床仕上げ高)	レベル等により測定	+3、-5 舗装と近接する場合は舗装計画高より高くしてはならない。	cm	縦断方向に 40m 間隔及び勾配変化点、また横断 方向は中心、両端及びその中間点並びにショルダー端の計 7 点	
		幅	スチールテープ、光波測距 儀等により測定	+規定しない、-5	cm	延長 40m 間隔及び勾配変化点ごとに 1 箇所	
		延長		+規定しない、-0	cm		
	しゃ断層	厚さ	レベル等により測定	+規定しない、-2	cm	2,000 m ² に 1 箇所測定	
		幅	スチールテープ、光波測距 儀等により測定	+規定しない、-5	cm	延長 40m 間隔及び勾配変化点ごとに 1 箇所	
		延長		+規定しない、-0	cm		
	凍上抑制層	厚さ	レベル等により測定	+規定しない、-2	cm	2,000 m ² に 1 箇所測定	
		幅	スチールテープ、光波測距 儀等により測定	+規定しない、-5	cm	延長 40m 間隔及び勾配変化点ごとに 1 箇所	
		延長		+規定しない、-0	cm		
	下層路盤	厚さ	レベル等により測定	+規定しない、-2	cm	2,000 m ² に 1 箇所測定	
		幅	スチールテープ、光波測距 儀等により測定	+規定しない、-5	cm	延長 40m 間隔及び勾配変化点ごとに 1 箇所	
		延長		+規定しない、-0	cm		
	上層路盤(粒度調整材料)	基準高(上層路盤仕上げ高)	レベル等により測定	+1.5、-1.5	cm	延長 40m 間隔及び勾配変化点ごとに 1 箇所	
		厚さ		+規定しない、-1.5	cm	2,000 m ² に 1 箇所測定	
		幅	スチールテープ、光波測距 儀等により測定	+規定しない、-2	cm	延長 40m 間隔及び勾配変化点ごとに 1 箇所	
		延長		+規定しない、-0	cm		
	セメント安定処理	厚さ	掘り起こし、又はコア採取によるノギスなどによる測定	+規定しない、-1.5	cm	2,000 m ² に 1 箇所測定	
		幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	+規定しない、-2	cm	延長 40m 間隔及び勾配変化点ごとに 1 箇所	
		延長		+規定しない、-0	cm		
	アスファルト安定処理	厚さ	コア採取により、ノギス等で測定	+規定しない、-0.4	cm	4,000 m ² に 1 箇所	
		幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	+規定しない、-2	cm	延長 40m 間隔及び勾配変化点ごとに 1 箇所	
		延長		+規定しない、-0	cm		

工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	頻 度	摘 要
無筋コンクリート舗装	アスファルト中間層	厚さ	コア採取により、ノギス等で測定	+規定しない、-0.4	cm	4,000 m ² に 1 箇所	
		幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	+規定しない、-2	cm	延長 40m 間隔及び勾配変化点ごとに 1 箇所	
		延長		+規定しない、-0	cm		
	コンクリート版	版の厚さ	コアの採取又はレベル等による測定 測定方法は監督職員の指示による	+規定しない、-0.5	cm	4,000 m ² に 1 箇所	コンクリート版の厚さ等の確認のため監督職員が必要と認めた場合、切取りコアを採取する
		版の幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	+3、-2	cm	延長 40m 間隔及び勾配変化点ごとに 1 箇所	
		延長		+規定しない、-0	cm		
		目地における版の高さの差	スケール等により測定	0.2 以下	cm	膨張目地ごと	
		平坦性	舗装施工便覧による	0.2 以内標準偏差(機械施工) 0.25 以内標準偏差(人力施工)	cm		
		勾配	レベル等により測定	航空法施行規則第 79 条で定める規定勾配 以内+0、-規定しない	%	完了後 測線、測点間隔は設計図書による	管理図の測定結果を記入し提出
コンクリート連続鉄筋舗装	コンクリート版	版の厚さ	レベル等により測定	+規定しない、-0.5	cm	2,000 m ² に 1 箇所	
		その他は、3「無筋コンクリート舗装」を適用する。なお、コア採取を除く。				その他は、3.「無筋コンクリート舗装」を適用する。なお、コア採取を除く	
P C 舗装	コンクリート版	版の厚さ	レベル等により測定	+規定しない、-0.5	cm	2,000 m ² に 1 箇所	
		その他は、3.「無筋コンクリート舗装」を適用する。なお、コア採取を除く。				その他は、3.「無筋コンクリート舗装」を適用する。なお、コア採取を除く	

17. アスファルト舗装工

工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	頻 度	摘 要
ア ス フ ァ ル ト 舗 装 工	路床、しゃ断層、凍上抑制層、下層路盤、上層路盤（粒度調整工セメント 安定処理路盤、アスファルト 安定処理路盤）	16. 「コンクリート舗装工」を適用する				16. 「コンクリート舗装工」を適用する	
	基層	厚さ	抜取コアを採取し、ノギス等で測定	+規定しない、－0.4	cm	4,000 m ² ごとに 1 箇所以上	
		幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	+規定しない、－2	cm	40m ごとに 1 箇所	
		延長		+規定しない、－0	cm		
	表層	厚さ	抜取コアを採取し、ノギス等で測定	+規定しない、－0.3	cm	4,000 m ² ごとに 1 箇所以上	
		幅	スチールテープ、光波測距儀等により測定	+規定しない、－2	cm	40m ごとに 1 箇所	
		平たん性	舗装調査・試験法便覧による	3m プロフィールメータ により測定する場合は、標準偏差 0.24 以内直結式により測地する場合は、標準偏差 0.175 以内	cm	各レーンごとに 1 測線、全 延長を測定	
		延長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	+規定しない、－0	cm		
		勾配	レベル等により測定	航空法施工規則第 79 条で定める規定勾配 以内+0、－規定しない	%	完了後 測線、測点間隔は設計図書 による	管理図の測定結果を記入し提出
	プライムコート タックコート	散布量	スポンジマットによる質量測定	設計図書に規定	L/m ²	1 日に 1 回 3 箇所	

18. グルーピング工

工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	頻 度	摘 要
グ ル ー ピ ン グ 工	グルーピング	始点の位置	スチールテープ、光波測距儀等により測定	+15、-0	cm	中心線に平行に測定、図示測点ごと	グルーピング必要幅以上であること 参考図 
		終点の位置		+15、-0	cm		
		溝の深さ	ノギス等により測定	+2、-1	mm	中心線 40m ほどの位置の溝両端部で測定	基準深さに対する測定結果 参考図 
		溝の幅		±1	mm		
		溝の間隔		+10、-3	mm		
		灯器からのクリアランス	スチールテープ等により測定	±5	cm	灯器は灯器ごとに測定、配線は40mごとに測定	

19. 飛行場標識工及び標識工

工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	頻 度	摘 要
標 識 工	路面標示	幅	スケール等により測定	±1	cm	1 施工単位ごとに 1 回	
		延長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	±10	cm		
		厚さ(溶融式のみ)	ノギス等により測定	設計値以上	mm		
		使用量	デストビース	+規定しない、-0	L/m2		搬出までに設定を変更した場合は、変更回数分追加する。
	道路標識	高さ	スケール等により測定	+5、-0	cm	1 箇所ごとに 1 回	

20. タイダウンリング工及びアースリング工

工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	頻 度	摘 要
タイ ア ダ ウ ン リ ン グ 工 及 び	タイダウンリング [※] 及びアースリング [※]	3. 「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する				3. 「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する	

21. 道路付属施設工

工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	頻 度	摘 要
道 路 付 属 施 設 工	防護柵	高さ	レベル等により測定	±5	cm	40m ごとに 1 箇所	
		延長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	+規定しない、-10	cm	全長	
	縁石	高さ	レベル等により測定	±3	cm	40m ごとに 1 箇所	
		延長	スチールテープ、光波測距儀等により測定	+規定しない、-5	cm	全長	

22. 草刈工

工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	頻 度	摘 要
草 刈 工		高さ	現地実測（レベル等により測定）	±5	cm	施工工種・施工回数ごとに3回	
	大型機械刈	高さ	現地実測（レベル等により測定）	±5	cm	大型：100,000 m ² ごとに1回	
	小型機械刈	高さ	現地実測（レベル等により測定）	±5	cm	小型：30,000 m ² ごとに1回	
	肩掛機械刈	高さ	現地実測（レベル等により測定）	±5	cm	肩掛：10,000 m ² ごとに1回	

23. ゴム除去工

工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	頻 度	摘 要
除 ゴ ム 工	除去	幅 長さ	スチールテープ等により測定	+規定しない、－0	m ²	施工箇所ごとに 1 回	

24. 排水溝清掃工

工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	頻 度	摘 要
排 水 溝 清 掃 工	開渠					施工工種・施工回数ごとに1回、 又は開渠、皿形蓋付、素堀： 2,000mごとに1回	汚れの状況を目視により確認
	皿形排水溝						
	蓋付排水溝						
	素堀排水溝						
	集水桝					集水桝:100 個ごとに 1 回	

25. 飛行場標識維持工

工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	頻 度	摘 要
識 飛 維 行 持 場 工 標	路面標示	使用量	テストピース	+規定しない、－0	L/m ²	機材ごと、施工回数ごとに1回	搬出までに設定を変更した場合は、変更回数 分追加する。

26. 区画線維持工

工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	頻 度	摘 要
維 区 持 画 工 線	路面標示	使用量	テストピース	+規定しない、－0	L/m ²	機材ごと、施工回数ごとに1回	搬出までに設定を変更した場合は、変更回数 分追加する。

27. 植木手入れ工

工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	頻 度	摘 要
入 植 れ 木 工 手							目視などによる確認

28. 目地修繕工

工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	頻 度	摘 要
目地修繕工	目地	幅	スケール等により実測	+2、-0	mm	設計図書による	PC版・連続鉄筋コンクリートについては設計図書による
		長さ	スケール、スチールテープ等により実測	+規定しない、-0	mm	目地種別ごと総延長	
		深さ		±2	mm	設計図書による	PC版・連続鉄筋コンクリートについては設計図書による

29. 塗装修繕工

工 種	種 別	項 目	方 法	規 格 値	単 位	頻 度	摘 要
塗装修繕工	塗装	膜厚	監督職員の承諾する方法	設計図書による	μ m	設計図書による	

秋田県土木工事共通仕様書[R1. 10. 1 適用]

空港土木工事施工管理基準

この空港土木工事施工管理基準(以下「管理基準」とする。)は、土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-25「施工管理」及び第5編 5-1-1-4「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1. 目 的

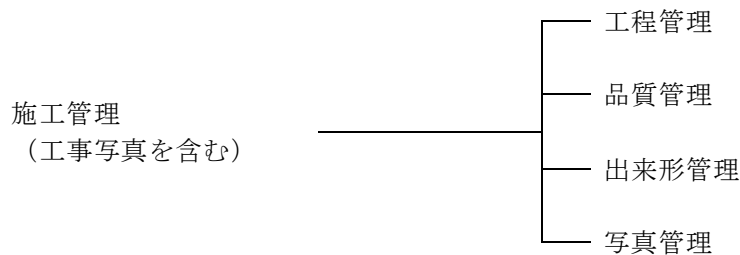
この管理基準は、空港土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を目的とする。

2. ■適 用

この管理基準は、原則として秋田県が発注する空港制限区域内の空港土木工事に適用するものとし、空港場外の土木工事については第1編共通編を適用するほか、設計図書に明示されていない仮設構造物等についても本基準の適用外とする。

また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準の適用により難しい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構 成



4. 費用負担

施工管理の各項目に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

5. 報告

受注者は、設計図書に示す試験項目、方法及び頻度に従って施工管理を行い、その結果を速やかに取りまとめ、監督職員に報告しなければならない。

6. 監督職員の立会

受注者は、設計図書に明記された事項のほか、あらかじめ指示された試験または検査の実施にあたっては、監督職員の立会を受けなければならない。

7. 規格値

(1) 規格値

工事目的物を建設するための規格値は、「品質管理基準及び規格値」及び「出来形管理基準及び規格値」によるものとし、管理表に定められ

秋田県土木工事共通仕様書[R1. 10. 1 適用]

た項目、方法、頻度により測定しなければならない。

(2) 合格判定

工事目的物が設計図書に定める品質及び出来形について、「品質管理基準及び規格値」及び「出来形管理基準及び規格値」の規格値の範囲内に施工したことの確認をもって合否の判定を行う。

8. 工程管理

(1) 計画工程表

受注者は、工事施工に先立ち作成した計画工程表に従って、工事が円滑に完成するよう工程の管理を行わなければならない。

9. 品質管理

受注者は、「品質管理基準及び規格値」により工種別に示された内容についてすべての工事に品質管理を実施し、その結果を整理しなければならない。

(1) 無筋、鉄筋コンクリート

受注者は、1日の打込み量が 10m^3 未満の場合は、監督職員の承諾を得て品質管理を省略することができる。

(2) 土工

受注者は、土工量が $1,000\text{m}^3$ 未満の場合は、監督職員の承諾を得て品質管理を省略することができる。

(3) コンクリート舗装工

受注者は、1日のコンクリート打込み量が 20m^3 未満の場合、監督職員の承諾を得て品質管理を省略することができる。

(4) アスファルト舗装工

受注者は、1日の舗装面積が 200m^2 未満の場合は、監督職員の承諾を得て品質管理を省略することができる。

(5) その他の工種

石・ブロック積（張）工、地盤改良工、法面工、擁壁工、カルバート工、小型水路工、緑地工、柵工、境界杭工及びブラストフェンス工、ケーブルダクト工、杭工及び矢板工、塗装工、溶接及び切断工、飛行場標識工及び標識工、タイダウンリング工及びアースリング工、道路附属施設工及び維持修繕工事については、施工規模によっては監督職員の承諾を得て、品質管理を省略することができる。

(6) 工事写真による品質管理

工事写真による品質管理は、「写真管理基準」による。

10. 出来形管理

(1) 直接測定による出来形管理

①受注者は、「出来形管理基準及び規格値」により工種別に示された内容について、すべての工事に出来形管理を実施し、その結果を整理しなければならない。

②受注者は、設計図書を使用して、設計値と測定値が比較対照できるも

秋田県土木工事共通仕様書[R1. 10. 1 適用]

のを作成しなければならない。

(2) 工事写真による出来形管理

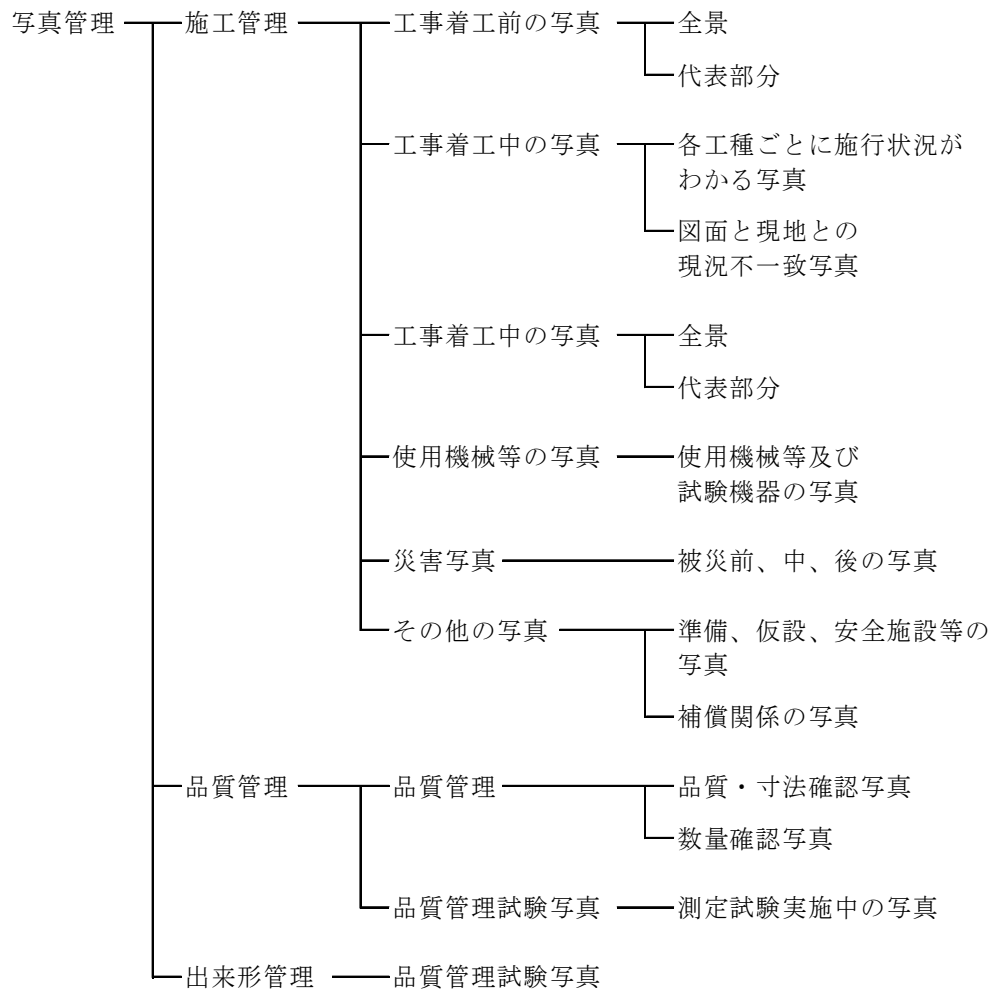
工事写真による出来形管理は、「写真管理基準」による。

11. 写真管理

(1) 一般

受注者は、「写真管理基準」に基づき、写真管理を実施しなければならない。

(2) 写真管理の構成



①受注者は、工事着手前と工事完成後の全景が比較できるように撮影しなければならない。

②受注者は、工事の実施、現場条件の変更、臨機の処置、支給材料、貸与品、現場発生品及び工事中の安全管理について、工事施工中の状況把握ができるように工事段階ごとの状況写真を撮影しなければならない。

③受注者は、工事中の被災写真について、全景及び部分写真により被災前と被災後の状況等の比較ができるように撮影しなければならない。

秋田県土木工事共通仕様書[R1. 10. 1 適用]

(3) 撮影方法

- ①受注者は、被写体の状況、場所、時期、形状寸法の確認、判断ができるように撮影しなければならない。
- ②写真には、必要に応じ次の事項を記入した小黒板を入れて撮影する。
 - (イ) 工事名
 - (ロ) 工種
 - (ハ) 測点番号
 - (ニ) 設計寸法
 - (ホ) 実測寸法
 - (ヘ) 略図
 - (ト) 撮影場所
 - (チ) 撮影方法
 - (リ) その他
- ③写真はカラー写真とする。
- ④受注者は、電子媒体による写真について、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いなければならない。
(有効画素数100～300万画素程度とする。)
- ⑤受注者は、必要に応じ被写体の寸法がわかる様に、スケール（巻尺、ポール、箱尺等）を必要箇所に加えて撮影しなければならない。
- ⑥デジタル工事写真の小黒板情報電子化については、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について」（平成29年6月14日付、航空局 航空ネットワーク部）に基づくものとする。

(4) 整理

- ①受注者は、写真を工種ごとの施工順序にしたがって張付け、必要に応じて内容等を記入しなければならない。
- ②受注者は、監督職員に提出する写真を、「デジタル写真管理情報基準（国土交通省）」により整理しなければならない。
アルバムの大きさは、A-4判（21cm×29.5cm）程度とし、表紙には施工年度、工事名、工期、受注者名を記入しなければならない。
- ③受注者は、電子媒体を提出する場合は、CD-Rを原則とし、「工事完成図書」の電子納品等要領（国土交通省）」の規定によらなければならない。
- ④受注者は、撮影後、速やかに写真の適否を確認し、撮影されていないものは撮り直しを行わなければならない。また、再撮影が不可能な場合、ただちに監督職員に報告し、その処置について指示を受けなければならない。なお、この処置に要する費用は、受注者の負担とする。